

令和2年11月30日提出

令和2年11月市議会定例会

説明書・参考

議案第129号～議案第133号

島田市

説 明 書

議案第129号 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年10月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き下げが行われたことを受け、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第130号 島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年10月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き下げが行われたことを受け、市長及び副市長の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第131号 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年10月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き下げが行われたことを受け、教育長の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第132号 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年10月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き下げが行われたことを受け、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第133号 島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年10月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き下げが行われたことを受け、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第129号	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	1
議案第130号	島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	3
議案第131号	島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	5
議案第132号	島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	7
議案第133号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	9

議案第129号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例

新 条 文

○第1条関係

(期末手当)

第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

○第2条関係

(期末手当)

第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

対 照 表

旧 条 文

○第1条関係

(期末手当)

第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

○第2条関係

(期末手当)

第5条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

議案第130号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市特別職の職員の給与に関する条例

新 条 文

○第1条関係

(その他の給与)

第5条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

5 省略

○第2条関係

(その他の給与)

第5条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

5 省略

対 照 表

旧 条 文

○第1条関係

(その他の給与)

第5条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

5 省略

○第2条関係

(その他の給与)

第5条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

5 省略

議案第131号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

新 条 文

○第1条関係

(その他の給与)

第3条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

○第2条関係

(その他の給与)

第3条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

対 照 表

旧 条 文

○第1条関係

(その他の給与)

第3条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

○第2条関係

(その他の給与)

第3条 省略

2 省略

3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

4 省略

議案第132号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市病院事業管理者の給与に関する条例

新 条 文

○第1条関係

(期末手当)

第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

3 省略

○第2条関係

(期末手当)

第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

3 省略

対 照 表

旧 条 文

○第1条関係

(期末手当)

第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

3 省略

○第2条関係

(期末手当)

第6条 省略

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

↳ 省略

(5)

3 省略

議案第133号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市職員の給与に関する条例

新 条 文

○第1条関係

(期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4

ㄱ 省略

6

○第2条関係

(期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4

ㄱ 省略

6

対 照 表

旧 条 文

○第1条関係

(期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4

ㄱ 省略

6

○第2条関係

(期末手当)

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)

ㄱ 省略

(4)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4

ㄱ 省略

6